

熊本県立大学後援会研修等活動助成事業実施要項

(目的)

第1条 熊本県立大学後援会研修等活動助成事業（以下「事業」という。）は、熊本県立大学（以下「県立大学」という。）における現地教育学習の実施や各種大会等への参加など学外における研修等の活動を促進することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次に掲げる担当教員の指導のもとに実施され、後援会会長（以下「会長」という。）が適当と認める研修等の活動であって、その活動に要する経費とする。但し、授業の一環としてなされる活動には助成しないものとする。

(1) 現地学習バス等借上助成

各学部及び研究室等において現地学習を行う場合のバス等借上費用を助成する。

(2) 授業外教育活動費助成

学生の教育に役立つ活動を行う場合の活動費（参加費等）を助成する。

(3) インターゼミナール大会等への参加助成

インターゼミナール大会等への参加に要する交通費及び宿泊費を助成する。

(助成額)

第3条 前条第1項各号に掲げる助成額については、次のとおりとする。但し、参加する学生に助成対象外者がいる場合は、実費を徴収することとする。

(1) 現地学習バス借上助成

助成額は、バス等借り上げの実費額とする。但し、原則一活動当たり10万円以内及び一教員当たり年度1回のみ助成とする。

(2) 授業外教育活動費助成

助成額は、参加費については全額助成とし、その他の費用については適宜審査し判断する。但し、参加費等は主催者が徴収するものを指し、情報交換会費等は対象としない。また、原則一活動当たり5万円以内及び一教員当たり年度1回のみ助成とする。

(3) インターゼミナール大会等への参加助成

助成額は、交通費については実費の2分の1以内（1人当たり1万2千円を上限とする。）、宿泊費については食費を除く宿泊費実費の範囲内（1人当たり3千円を上限とする。）とする。

(事業計画書)

第4条 助成を受けようとする者（複数の場合はその代表者。以下「申請者」という。）は、次のとおり事業計画書を会長に提出しなければならない。提出期限等については次のとおりとする。

(1) 現地学習バス借上助成

申請者は担当教員とし、事業計画書（別記第1号様式）を当該年度の6月末日までに提出とする。但し、助成の決定が予算を下回る場合は追加にて申請を受け付けることとし、事業計画書（別記第1号様式）を活動の30日前までに提出とする。

(2) 授業外教育活動費助成

申請者は担当教員とし、事業計画書（別記第1号様式）を活動の30日前までに提出とする。

(3) インターゼミナール大会等への参加助成

申請者は学生とし、事業計画書（別記第2号様式）を参加の30日前までに提出とする。

(助成の決定)

第5条 会長は、前条の実施計画書の内容を審査し正当と認めるときは、原則予算の範囲内で助成額の決定を行い、申請者に決定通知書（別記第3号様式）を送付する。

なお、不採択となった場合も、その旨申請者に不採択通知書（別記第4号様式）を送付する。

(助成金の支払い方法)

第6条 助成金の支払いは精算払いとし、バス等借り上げ費用にあつては事業者に、その他の費用にあつては前項の規定により決定通知を受けた者（以下「決定者」という。）に支払うこととする。

(実績報告)

第7条 決定者は、事業実施後速やかに実績報告書（第2条第1項1号、2号については別記第5号の1及び2様式、同条同項3号については別記第6号の1及び2様式）を会長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成26年6月1日から施行する。